

千葉県報

定例
令和7年7月18日

主要目次

告示

- 土地改良区定款の変更認可（二件）
- 国土調査の成果の認証（四件）
- 道路区域の変更
- 道路の供用開始
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定（二件）
- 公安委員会告示
- 昭和六十年千葉県公安委員会告示第一号の一部を改正する告示
- 公告
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧
- 特定調達公告
- 落札者等の公告

告示

示

千葉県告示第三百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小櫃堰土地改良区の定款の変更を令和七年七月十日付けで認可した。

令和七年七月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、利根土地改良区の定款の変更を令和七年七月十日付けで認可した。

令和七年七月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百九十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和七年七月十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和七年七月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
南房総市	令和三年四月一日から令和七年三月三十一日まで	南房総市（千倉町北朝夷の一部）の地籍図及び地籍簿	南房総市千倉町北朝夷の一部の区域

千葉県告示第三百九十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和七年七月十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和七年七月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
南房総市	令和三年四月一日から令和七年三月三十一日まで	南房総市（千倉町北朝夷の一部）の地籍図及び地籍簿	南房総市千倉町北朝夷の一部の区域

千葉県告示第三百九十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和七年七月十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和七年七月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
山武郡芝山町	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで及び令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで	山武郡芝山町（岩山の一部）の地籍図及び地籍簿	山武郡芝山町岩山の一部の区域

千葉県告示第三百九十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和七年七月十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和七年七月十八日

令和7年7月18日（金曜日）

報 県 千 第14059号

千葉県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房土木事務所において、令和七年七月十八日から三週間、縦覧に供する。

令和七年七月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和七年七月十八日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、令和七年七月十八日から三週間、縦覧に供する。

令和七年七月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、各公共施設の窓口において徴収する使用料、手数料その他費用の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和七年七月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、ちば電子申請サービスを使用する方法により行う申請等に係る使用料及び手数料の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和七年七月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第29号

昭和60年千葉県公安委員会告示第1号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例）に基づき第一種地域及び第二種地域）の一部を次のように改正する。

令和7年7月18日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子

1 第一種地域の表船橋市の項中「平成20年2月26日」を「令和7年5月8日」に

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
長生郡長柄町	令和二年五月二十六日から令和五年三月三十一日まで	長生郡長柄町（針ヶ谷及び金谷の全部並びに大庭、大津倉及び六地藏の各一部）の地籍図及び地籍簿	長生郡長柄町針ヶ谷及び金谷の全部並びに大庭、大津倉及び六地藏の各一部の区域

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
南房総市宮下字鳥居根七四六番六地先から字下竿尺二〇一番二地先まで	前	六・四〇メートルから一五・五〇メートルまで	四七九・四〇メートル
	後	一一・六〇メートルから一八・一〇メートルまで	四七九・四〇メートル

路線名	供用開始の区間
一般国道三百五十六号	我孫子市新木村下字水神下四三番一地先から日秀新田字宮下一一一番地先まで

名称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
株式会社千葉銀行	千葉市中央区千葉港一番二号	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	令和七年三月十九日

名称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
株式会社N T T	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	令和七年三月十日

二

改め、同表旭市の項中「平成17年9月1日」を「令和6年4月23日」に、「及び第一種住居地域」を「、第一種住居地域及び第二種住居地域」に改め、同表匝瑳市の項中「平成17年9月1日」を「令和6年4月23日」に改め、同表山武市の項中「平成17年9月1日」を「令和6年5月22日」に改め、同表山武郡九十九里町の項中「平成17年9月1日」を「令和6年5月9日」に改め、同表山武郡芝山町の項中「平成17年9月1日」を「令和7年6月2日」に改め、「における」の次に「第一種低層住居専用地域及び」を加え、同表山武郡横芝光町の項中「平成17年9月1日」を「令和6年5月9日」に改め、「、第二種中高層住居専用地域」を削る。 2 第二種地域の表船橋市の項中「平成20年2月26日」を「令和7年5月8日」に改め、同表旭市の項及び匝瑳市の項中「平成17年9月1日」を「令和6年4月23日」に改める。		午前零時から翌午前零時まで 7 変更年月日 令和八年二月二十四日 二 届出年月日 令和七年六月二十三日 三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課 土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、君津市小櫃川左岸土地改良区の君津市小櫃川左岸地区における土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。 令和七年七月十八日 千葉県知事 熊谷 俊人 一 縦覧に供する書類の名称 1 君津市小櫃川左岸土地改良区土地改良事業変更計画書の写し 2 君津市小櫃川左岸土地改良区定款の写し 二 縦覧期間 令和七年七月二十八日から八月二十五日まで 三 縦覧場所 木更津市役所及び君津市役所	
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出及び添付書類は、令和七年七月十八日から十一月十八日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年七月十八日から十一月十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年七月十八日 千葉県知事 熊谷 俊人		特 定 調 達 公 告 【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。】 落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和7年7月18日 千葉県知事 熊谷 俊人 【掲載順序】 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ⑩情報セキュリティ監査等業務委託 一式 ⑪千葉県総務部デジタル改革推進局デジタル	
一 届出の概要 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイフル本田富里店ホームセンター 富里市七栄字北新木戸五二五番地二四ほか 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 有限会社鈴木商事 代表取締役 鈴木英吉ほか 富里市七栄五三二番地ほか 3 変更前の荷さばき施設の位置及び面積 九二八平方メートル 4 変更後の荷さばき施設の位置及び面積 一、二二三平方メートル 5 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで 6 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯			

ル推進課 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 ③令和 7 年 5 月 9 日 ④株式会社 I T スクエア
新潟県新潟市中央区万代三丁目 1 番 1 号 ⑤ 3 1 , 3 5 0 , 0 0 0 円 ⑥一般競争入札
⑦令和 7 年 3 月 2 8 日

購読料 本号 一部 一二円

発 行 者 千 葉 市 中 央 区 市 場 町 一 番 一 号 千 葉 県
購読申込先 〇 四 三 (二 二 三) 二 六 五 八